

京都市動物園内 東エントランス店舗使用者
募集要項

平成24年12月

京都市動物園

目次

1	施設の概要	1
2	募集する店舗	2
3	応募資格	2
4	募集条件	3
5	事前説明会	3
6	質疑受付	4
7	応募申込及び提出書類	4
8	出店提案書の内容	5
9	一次審査（応募資格審査）	5
10	二次審査（提案書類・面接審査）	5
11	選定基準	5
12	店舗使用者の決定	6
13	審査後の手続き	6
14	出店に必要な資金	6
15	特記事項	6
16	その他	7
17	京都市動物園 東エントランス 基本工事区分表	8
18	留意事項	8
19	主なスケジュール	9
20	問合せ及び提出先	9

別紙1 事前説明会参加申込書

別紙2 質問書

様式1 東エントランス店舗使用者選定プロポーザル参加申請書

様式2-1 資金計画書（出店資金の調達計画）

様式2-2 資金計画書（損益計画）

様式3 所要電気容量表

様式4 会社概要

様式5 過去の実績調書

様式6 誓約書

様式7 暴力団排除措置に係る誓約書

京都市動物園内 東エントランス店舗使用者募集要項

現在、京都市動物園では平成 21 年 11 月に策定した新「京都市動物園構想」に基づき施設整備を進めており、これまでに「おとぎの国」、「もうじゅうワールド」及び「バク舎」が完成しました。

平成 25 年度には「アフリカの草原」を始め「ひかり・みず・みどりの熱帯動物館」、「東エントランス・ツシマヤマネコ繁殖棟」等が完成します。平成 25 年 7 月にオープンを予定している東エントランスには、利便施設として、店舗、展示スペース、トイレ、授乳室等を整備します。

今回、東エントランスの中核となる店舗の企画立案から出店管理まで、すべての業務を運営する店舗使用者を募集します。

なお、同店舗使用者の選定に当たっては、使用料等の提案価格のみではなく、企画運営の提案を含め、プロポーザル方式により総合的に評価し、決定します。

1 施設の概要

- (1) 所在地 : 京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内
京都市動物園東エントランス内
- (2) 使用料 : 固定額（最低使用料）200,000 円以上／月（税込み）
歩合額 提案額
- (3) 保証金 : 使用料の 6 箇月分
- (4) 使用期間 : 平成 25 年 4 月（内装工事着手日）から平成 28 年 3 月 31 日まで
なお、平成 28 年 4 月 1 日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障はないと本市が判断した場合、協議のうえ、引き続き使用許可を、3 年ごと平成 33 年度末まで更新します。
東エントランス工事の進ちょく状況により、開店日は、本園と別途協議していただきます。
- (5) 使用開始 : 内装工事着手日とします。
- (6) 募集する店舗使用者 : 対象場所において店舗を出店・運営する者
- (7) 使用部分面積 : 店舗 69.5 m²／カフェテラス 114.1 m² /
管理スペース 28.7 m²
- (8) 建物構造・階数 : 木造・平屋建
- (9) 用途地域 : 第二種住居地域・15m 第 2 種高度地区・都市計画公園・
都市計画道路・風致地区第 4 種地域・屋外広告物禁止区域・
近景デザイン保全区域
- (10) 設備条件 : 電 気 単相 30kva 三相 50kva
ガ ス 32mm（予定）
水 道 給水：25A（予定）
通信機器 個別契約（店舗使用者と供給会社との直接契約になります。）
セキュリティ 個別契約（店舗使用者と供給会社との直接契約になります。）

その他 店舗専用トイレはありませんが、東エントランス内に入園者用トイレがあります。

- (11) 開園時間 : 3月～11月 午前9:00～午後5:00
12月～2月 午前9:00～午後4:30
入園は閉園の30分前までとなります。
- (12) 休園日 毎週月曜日、12月28日～1月1日
ただし、祝日が重なったときは翌平日が休園日となります。
※なお、臨時開園（年3回程度）及び営業時間の延長をする場合があります。
- (13) 交通 : 京都市営地下鉄東西線 蹴上駅 徒歩約5分
- (14) 駐車場 : なし（ただし、搬入車両一時駐車スペース有）

2 募集する店舗

- (1) 業務内容
入園者の利便に供する物品の販売・飲食物の提供及びサービス
- (2) 応募できない店舗の種類
- ア 宿泊施設など動物園の開園時間を外れた時間帯に営業するもの
 - イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「風俗営業」に該当するもの
 - ウ その他法令に違反していないもの
 - エ 社会通念上、公序良俗に反するもの
 - オ 施設内の店舗としてふさわしくないもの

3 応募資格

応募できる方は、本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容を責任もって実現できる事業者とします。ただし、次の各号に該当する場合は、応募できません。

- (1) 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者
- (2) 有資格者名簿に登載されていない者にあつては、募集開始日現在において、引き続いて2年以上営業等を行なっておらず、かつ、納税義務者にあつては、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税が未納となっている者（本市に市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者）。
- (3) 応募する個人、法人又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 応募する個人、法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）。
- (5) 応募する個人、法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前

- 6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者
- (7) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (8) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (9) 応募する個人、法人にあつては役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

4 募集条件

- (1) 内装及び設備工事における設計・施工・監理・必要な許認可申請（計画の変更を含む）については、店舗使用者の責任及び負担により行っていただきます。
内装及び設備工事は、「17 京都市動物園 東エントランス 基本工事区分表」に従い、A工事の工程と連携のうえ、C工事をお願いします。
- (2) 店舗北側の園路及び周囲に工作物を設けたり、商品を販売・陳列する等の行為は基本的にできません。
- (3) 使用料は、提案により採用される固定額（最低使用料以上の額）及び歩合額（売上金に対する歩合）となります。
- (4) 店舗内で専用使用する光熱水費等に要した費用は、原則として店舗使用者と供給会社が直接契約し、お支払いいただきます。ただし、店舗使用者と供給会社が直接契約ができないものについては、本園の計算に基づき算定した金額を負担していただきます。
- (5) ごみの処理について
- ア 生ごみについては、園内コンポストにて処理していただきます。ただし、処理できる量に限りがありますので、各自で処理していただく場合があります。
- イ 不燃ごみ・資源ごみについては、各自で処理してください。相談により、本園で処理することも検討します。この場合は、処理に係る費用について、本園の計算に基づき算定した金額を負担していただきます。

5 事前説明会

本件の公募に当たっては、事前説明会を開催します。事前説明会の参加には、以下の申込手続が必要となります。

なお、本件の募集は、事前説明会に出席した方に限りますので、御注意ください。

(1) 申込方法

事前説明会参加申込書（別紙1）を1部、直接持参するか、FAX又は電子メールにより、「20 問合せ及び提出先」へ提出してください。

FAX又は電子メールで提出した場合は、送付後、必ず電話により確認してください。

なお、休園日は確認の電話は受付できません。

(2) 受付期間

平成25年1月11日（金）午前9時～平成25年1月25日（金）午後5時

※持参の場合は、休園日（1月15日及び1月21日）を除く午前9時から午後5時までまで。

※受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

(3) 日 時

平成 25 年 1 月 28 日(月) 午後 1 時 30 分

(4) 場 所

京都市動物園 動物図書館視聴室

6 質疑受付

(1) 受付方法

質問書(別紙 2)を記入のうえ、直接持参するか、FAX又は電子メールにより、「20 問合せ及び提出先」へ提出してください。

FAX又は電子メールで提出した場合は、送付後、必ず電話により確認をしてください。
なお、休園日は確認の電話は受付できません。

(2) 受付期間

平成 25 年 1 月 29 日(火)午前 9 時～2 月 8 日(金)午後 5 時

※持参の場合は、休園日(2 月 4 日)を除く午前 9 時から午後 5 時まで

※受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

7 応募申込及び提出書類

(1) 申込方法

本項の(3)提出書類を直接持参又は郵送により、「20 問合せ及び提出先」へ提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず簡易書留でお願いします。

(2) 受付期間

平成 25 年 2 月 12 日(火)～2 月 22 日(金) 午後 5 時必着

※受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

(3) 提出書類

下記書類を原本 1 部、写し 1 部の計 2 部ずつ提出してください。

ア 東エントランス店舗使用者選定プロポーザル参加申請書(様式 1)

イ 出店提案書(様式自由)

ウ 店舗レイアウト・平面図・イメージ図(店舗内のイメージが分かるもの、形式は自由)

エ 資金計画書(様式 2-1・2-2)

オ 所要電気容量表(様式 3)

カ 会社概要(様式 4)

キ 過去の実績調書(様式 5)

※ 契約書、注文書等の写し等の実績を証明する書類を添付してください。

ク 履歴事項全部証明書(提出日の前 3 箇月以内に発行されたもの)

ケ 納税証明書(提出日の直前 2 事業年度の納税に係る証明書)

(ア) 所得税又は法人市民税、消費税及び地方消費税

(イ) 市民税若しくは法人市民税又は固定資産税(本市において課税のある場合に限る。)

- コ 法人にあつては財務諸表（提出日の直前 2 事業年度の各年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含むものに限る。）、個人にあつては直前 2 年間の確定申告書の写し
- サ 印鑑証明書（提出日の前 3 箇月以内に発行されたもの）
- シ 誓約書（様式 6）
- ス 暴力団排除措置に係る誓約書（様式 7）
 - ※ 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている方の提出は不要です。
- セ 共同企業体の場合は、構成各社すべての所在地、名称、代表者氏名を記載し、各社の実印の押印及び代表企業、業務、リスク、負担等の分担が明記された協定書の写しを提出すること。

8 出店提案書の内容

京都市動物園では、新「京都市動物園構想」に基づき、「食べる楽しみ」、「買う楽しみ」を大切にしたい動物園をコンセプトの 1 つとしており、利便性に優れた快適な空間を創出し入園者の増加につながるとともに、地下鉄利用者の増客にも寄与できる店舗の展開を目指しています。これらの内容を踏まえた提案書を作成し、提出願います。

なお、具体的な評価の基準は、「11 選定基準」に示しています。

9 一次審査（応募資格審査）

京都市動物園において応募資格の有無を確認のうえ、すべての応募者に平成 25 年 2 月 28 日（木）午後 5 時までに電子メールにより一次審査結果を通知します。

その際に、有資格者であると確認した方には、面接審査の時間について通知します。

10 二次審査（提案書類・面接審査）

(1) 日 時

平成 25 年 3 月 4 日（月）予定

※ 時間については、一次審査結果通知と共にお知らせします。

※ 申込み多数の場合は、面接は同年 3 月 4 日（月）以降になる場合があります。

(2) 場 所 京都市動物園 動物図書館視聴室

(3) 提案書類・面接審査

ア 審査は、本園で設置する京都市動物園店舗選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行います。

イ 選考に当たっては、提案書に基づき、1 者当たり 40 分程度（説明 20 分、質疑応答 20 分）の面接を予定しています。

11 選定基準

- (1) 選定委員会では、応募者の提案について以下の評価基準に基づき審査を行い、店舗使用者及び次点者を選定します。
- (2) 店舗使用者に選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合や出店を自ら辞退した場合等については、次点者を店舗使用者として決定します。

「評価基準」

評価項目	
信頼性	経営状況の健全性
	経営の実績
収益性	売上計画の実現性
	提案使用料の価額
事業性	店舗の運営方針
	独自の創意工夫
	販売予定商品（売店）
	飲食メニュー
	サービス内容
	人材育成・研修計画
	集客力

12 店舗使用者の決定

選定結果は、面接実施後、すべての提案者へ郵送により通知します。

審査の結果、ふさわしい提案がなかった場合は、店舗使用者の決定がない場合があります。

なお、決定は、平成 25 年 3 月中旬頃の予定です。

13 審査後の手続

(1) 京都市動物園条例及び同施行規則に基づき、申請書を提出していただきます。

(2) 使用許可書発行後、内装工事に着手していただきます。

なお、次の場合には、店舗使用者としての決定を取り消しますので御注意ください。

ア 正当な理由がなく、指定する期日までに使用許可申請の手続きに応じない場合

イ 店舗使用者が、資金状況の変化等により店舗の設置又は運営ができないとみなされる場合

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

14 出店に必要な資金

(1) 保証金は、使用料の 6 箇月分を、使用許可以降、指定する期日までに納めていただきます。

保証金は、使用期間中無利息でお預かりし、使用期間終了時に使用料等の債務がある場合は、清算のうえお返しします。

(2) 店舗内の仕上げ、造作及び設備に係る費用は、店舗使用者に負担していただきます。詳細については、決定後、協議となります。

(3) 店舗用の看板がある場合は、原則として設置、取り替え、管理及び必要な許認可申請等は、店舗使用者の責任及び負担により行っていただきます。

15 特記事項

(1) 本園は、新「京都市動物園構想」に基づき、平成 28 年春まで開園しながら整備を行っています。平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、「ゴリラ舎」、「正面エントランス・利便施設」、「ゾウの森」、「京都の森」の整備を予定しています。平成 27 年春完成の「正面エントランス・

「利便施設」には、外部からも利用できるレストランやカフェ・売店等がオープンする予定です（使用者は別途、公募予定）。「正面エントランス・利便施設」のオープン以降は飲食施設等が競合しますので、これらの状況を考慮したうえで営業計画等を立てるようにしてください。

- (2) 店舗のサービス対象者は、原則として入園者としませんが、協議により店舗東側を改修し、外部からも利用できるようにすることは可能です。

また、店舗使用者の責任の下で、入園者以外の外部利用客が東エントランス内のトイレを利用することも可能です。

なお、改修工事及び必要な許認可申請については、店舗使用者の責任及び負担により行っ
ていただきます。

- (3) タバコ類は販売できません。また、本園が好ましくないと判断した物品については、販売を禁止する場合があります。

16 その他

- (1) 許認可等の取得

営業に関して許認可を必要とする業種については、店舗使用者の責任において取得してください。また、開店までにその写しを本園に提出していただきます。

- (2) 滞納等による退店

使用料等を滞納した場合や施設内の秩序を乱す行為があった場合、公用、公共用としての出店場所が必要な場合は、退店していただくことがあります。

- (3) 権利譲渡の禁止

店舗使用者は、京都市の承認なしに使用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、転貸、又は担保の用に供する等の処分をすることはできません。

- (4) 売上げの報告

別に定める方法により、売上げについて報告していただきます。

- (5) その他

ア 本要項について疑義が生じた場合は、本園の解釈によります。

イ 本園は公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられません。

ウ 本件に応募し、店舗使用者に選定された場合であっても、各種届出・申請等で許可が得られない場合は、出店できない場合があります。

エ 店舗使用者が、次のいずれかに該当したときは使用許可を取り消すことがあります。

なお、この場合、本園に損害が生じたときは、店舗使用者はその損害を賠償しなければなりません。

(ア) 使用許可条件に違反したとき

(イ) 本園の数度に及ぶ更生指示に従わないとき

(ウ) 店舗使用者の財産状態が悪化し、又は悪化する恐れがあるという相当の事由があるとき

オ 店舗使用者は、使用期間が満了した場合又は使用許可を取り消された場合には、本園が指定する期日までに自己の負担で原状回復し、返還していただきます。

17 京都市動物園 東エントランス 基本工事区分表

工事区分	京都市動物園費用にて施工		
	A 工事(本体工事施工)	C 工事(店舗使用者による施工)	
建築	床	コンクリート直押え	A 工事以外のすべて
	壁及び柱	石膏ボード t=12.5mm (FL+900 までは防水石膏ボード t=12.5mm)	A 工事以外のすべて (店舗内のみ。A 工事施工分仕上材への直張りは不可。捨貼り必要)
	店舗内間仕切壁	—	すべて
	天井	岩綿吸音板 t=9mm	A 工事以外のすべて(使用用途(火気使用室等)によっては区画が必要)
	店舗サイン	—	すべて
	建具	外部建具(添付図面記載分)	A 工事以外のすべて (※1)
	造作・その他	・カフェカウンター ・オーニング設置用補強(添付立面図にて図示)	A 工事以外のすべて
電気	電灯・動力幹線分電盤設備	積算電力分電盤(幹線ブレーカ)繋ぎ込みまで	店舗分電盤設置・すべてのケーブル配線工事
	電話工事	店舗外部までの空配管	A 工事以外のすべて
	光ケーブル工事	—	すべて (※2)
消防	自動火災報知機	区画内法定基準設備数を設置	※3
	非常照明	区画内法定基準設備数を設置	※3
	消火器	消火器設置及び消防署届出書類の作成	※3
空調	空調設備	—	すべて(位置等については別途協議)
	給排気	—	すべて(位置等については別途協議)
給排水衛生設備	給水	店舗区画内まで(水道メーター取付含む)	A 工事以外のすべて
	排水	店舗区画内まで	A 工事以外のすべて(グリストラップ取付含む) グリストラップは「日本阻集器工業会認定品」を用いること
	衛生器具	—	すべて
ガス		道路～店舗区画内まで(予定)	A 工事以外のすべて(メーター設置を含む)

※1 外部建具の設置については、添付平面図記載の設置可能範囲のみ可能です。

※2 必要設備・利用内容等は、決定後園と協議していただきます。

※3 消防設備については、店舗の用途・サービス内容によって変更の可能性があります、決定後協議していただきます。又、A 工事で消防署届出書類を作成・提出しますが、再度店舗使用者様で消防署と協議のうえ、変更届を作成・提出していただきます。

※上記は、計画中の物件であり、協議・申請等で変更になる可能性があります。

18 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りません。
- (3) 提出されたすべての書類等は返却できません。
- (4) 提出期限以降におけるすべての提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- (5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

(6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

19 主なスケジュール

内容	日程
事前説明会参加受付期間	平成 25 年 1 月 11 日(金)～平成 25 年 1 月 25 日(金)
事前説明会	平成 25 年 1 月 28 日(月)
質疑受付期間	平成 25 年 1 月 29 日(火)～2 月 8 日(金)
提案書受付期間	平成 25 年 2 月 12 日(火)～2 月 22 日(金)
一次資格審査結果通知	平成 25 年 2 月 28 日(木)
提案書類・面接審査	平成 25 年 3 月 4 日(月)(予定)
二次資格審査結果通知	平成 25 年 3 月中旬(予定)
店舗使用者の決定	平成 25 年 3 月中旬(予定)
店舗使用者との企画会議	平成 25 年 3 月中旬以降, 随時開催
店舗建築工事(A 工事)	平成 24 年 11 月頃～平成 25 年 3 月下旬(予定)
使用許可申請書提出	平成 25 年 3 月中旬(予定)
使用許可書発行	平成 25 年 4 月上旬(予定)
店舗内装工事(C 工事)	平成 25 年 4 月頃～(予定)
店舗オープン	平成 25 年 7 月頃(予定)

20 問合せ及び提出先

〒606-8333

京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内

京都市動物園総務課(担当: たばた 田畑, うめざわ 梅澤)

電話番号 075-771-0210

FAX 番号 075-752-1974

電子メールアドレス kyotoshi-doubutsuen@city.kyoto.jp

平成 年 月 日

事前説明会参加申込書

京都市動物園内 東エントランス店舗使用者募集に係る事前説明会に参加します。

住 所 商号又は名称 代表者氏名 (共同企業体の場 合は代表法人を記 入)			
参加を希望 する担当者の 所属及び氏名 (2名以内)	所 属		
	ふりがな		
	氏 名	①	②
電 話 番 号			
F A X			
電子メールアドレス			

平成 年 月 日

質問書

京都市動物園内 東エントランス店舗使用者募集について、質問事項がありますので提出します。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(共同企業体の場合は代表法人を記入)

No.	質問内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

平成 年 月 日

(宛先) 京都市長

京都市動物園内 東エントランス
店舗使用者選定プロポーザル参加申請書

住 所
商号又は名称
代表者名 印
(共同企業体の場合は代表法人を記入)

本募集要項の趣旨及び内容を十分理解したうえで、次のとおり京都市動物園内東エントランス店舗使用者選定プロポーザルへの参加を申し込みます。

業 種			
主な取扱品目 又はサービス内容			
希望営業時間 ※基本は園のスケジュールに 合わせた営業となります	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 ※9時~17時(3月~11月) 9時~16時30分(12月~2月) の範囲で記入してください。	定休日	
想定利用者数/日	人/日		
年間売上見込	円		
月額提案使用料	【 歩 合 】 売上額の % 【固定額(最低使用料込み)】		円(税込)
希望電話回線数	() 回線		
その他必要条件等			
連 絡 先	住 所		
	担 当 者 名		
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	電子メールアドレス		
構 成 法 人 ※共同企業体での参加を予定 する場合は、共同企業体の構成 法人を記入してください。	共同企業体の構成法人(代表法人以外)		

資金計画書
(出店資金の調達計画)

単位：千円

必要資金		資金調達	
項目	金額	項目	金額
保証金(使用料6箇月分)	千円	自己資金	千円
店舗内装等工事費	千円	借入金	千円
什器・備品等	千円	増資・資産売却等	千円
その他	千円	その他	千円
合計	千円	合計	千円

資 金 計 画 書
(損益計画)

単位：千円

項 目		初年度	次年度以降	摘 要
① 売上高				初年度坪当たり _____千円/月
② 売上原価				
経 費	賃料			初年度従業員1人当たり _____千円/月 ※水道光熱費・備品・修繕費等 ※出店のための借入金の金利 ※販促費・通信費・租税公課等
	人件費			
	物件費			
	減価償却費			
	支払利息			
	その他費用			
③ 合計				
損益(①-②-③)				
初年度月平均売上見込 平均客単価 (円) × 客数 (人) × 30日 = 千円				

希望所要電気容量表

商号又は名称： _____

電気機器名	数量 (台)	電気容量 (kw)	電気容量計(kva)		使用時間 (h/日)	電気使用量 (kwh/日)	備考
			単相 30kva	三相 50kva			

※記入上の注意

- できる限り正確に記入し、適正な予備を見込み、不足がないように記入してください。
(設備一覧の容量内で御記入ください。原則追加は認められません。)

会 社 概 要

会社名 代表者氏名			
所在地(住所)		関係会社	
設立年月日			
資本金			
社員数			
会社の主要業務:			
主 要 株 主	株 主 名		持 株 割 合

*A4・1ページ以内で記入してください。

*共同企業体の場合は、構成企業ごとに本様式を作成してください。

過 去 の 実 績 調 書

商号又は名称

番号	契約 期間	契約金額 (千円)	発注者	業務概要(対象地・施設名称等)
1				
2				
3				
4				
5				

*施設空間の利活用や商業機能の導入などに関する実績について記入してください。

*実績の件数が多い場合は、行を追加して記入してください。(枚数制限なし)

*共同企業体の場合は、構成企業ごとに本様式を作成してください。

*契約書、注文書等の写し等の実績を証明する書類を添付してください。

誓 約 書

私は、京都市が実施する京都市動物園内 東エントランス店舗使用者募集（以下「本件事業という」。）の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 本事業の募集要項に掲げる全ての事項を承知のうえで申し込みます。
- 2 本事業の募集要項に掲げる応募資格の欠格要件には該当しません。
- 3 本事業において提供された情報について、必要かつ適切な安全管理措置を講じ、秘密情報について善良なる管理者の注意をもって管理します。
- 4 本事業の参加申込みに携わる必要最小限の関係者に対してのみ情報を開示し、京都市の書面による事前の承諾なしに関係者以外の第三者に情報開示しません。
- 5 本件事業で知り得た情報を第三者へ漏洩した場合、これにより京都市又は第三者に生じた一切の損賠を賠償します。

平成 年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代表者名

印

(共同企業体の場合は代表法人を記入)

誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

誓約者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

誓約者並びにその役員及び使用人の名簿

役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等（指定管理者を含む。以下同じ。）が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人（市長等が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）

東エントランス店舗図面

